

後期高齢者医療制度の 保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、2年に1度、見直すこととされています。
令和8・9年度の保険料率等について、決定しましたのでお知らせします。

※子ども・子育て支援金分に関しては、1年ごとの見直しがあります。

なお、和歌山県内のすべての市町村で均一の保険料率となります。

保険料率の改定の主な要因

1 医療給付費の増加

医療の高度化などにより、一人当たりの医療給付費（医療費総額から自己負担額を除いた費用）の増加が見込まれます。



2 後期高齢者負担率の見直し

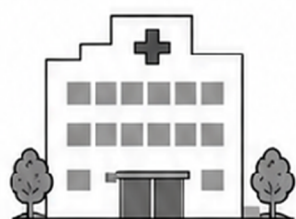
後期高齢者医療にかかる費用の一部を、現役世代の負担を抑えるため、国の制度改正により後期高齢者負担率の見直しが行われました。

後期高齢者負担率とは、医療給付費のうち、保険料で賄う割合です。全国で一律に決定されます。被保険者の増加、現役世代の人口の減少により、令和8・9年度は**13.27%**（前回は12.67%）となりました。



3 診療報酬の改定

医療従事者の賃上げ、物価上昇への対応など、医療機関等を取り巻く変化への対応のため、国の制度改正により診療報酬の改定が行われます。



4 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援のための財源確保のため、国の制度改正により、後期高齢者医療制度も支援金を負担することとなりました。



保険料（均等割額・所得割率）の比較

令和6・7年度（現行）		令和8・9年度（改定後）	
均等割額 （被保険者が等しく負担）	54,428円	均等割額（被保険者が等しく負担）	
		医療分	58,748円
		子ども・子育て支援金分	1,385円
所得割率 （所得に応じて負担）	11.04%	所得割率（所得に応じて負担）	
		医療分	10.36%
		子ども・子育て支援金分	0.25%

後期高齢者医療制度について、 お問い合わせが多い内容について

問

前年と収入がほとんど変わらないのに、年金から引かれている金額が2倍ほどに上がっている。

答

年間の保険料は前々年の収入と変わらなくても、仮徴収（4・6・8月）と本徴収（10・12・2月）で金額差が出るおそれがあります。具体的に、年間の保険料が10万円だったとして、前年が仮徴収一回あたり23,400円であれば、本徴収が一回あたり約10,000円になります。

すると今年度は仮徴収（2月の金額と同じ）で一回あたり10,000円となり、通知が来たら本徴収が始まるので、2倍の23,400円が一回分で徴収されるようになります。もっと極端な場合は、仮徴収は一回あたり3,000円ほどで、本徴収が一回分で30,300円になることもあります。

年間の保険料は変わらないのですが、納め方によって感じ方が変わりますので、ご了承下さい。

年間の保険料が10万円の場合の例

前年度			
仮徴収 （4・6・8月） 一回あたり 23,400円	+	本徴収 （10・12・2月） 一回あたり 約10,000円	= 年間 100,000円
↓			
前年（今年度）			
仮徴収 （4・6・8月） 一回あたり 10,000円	+	本徴収 （10・12・2月） 一回あたり 約23,400円	= 年間 100,000円



納め方の違いで金額が変わって見えるんですね。

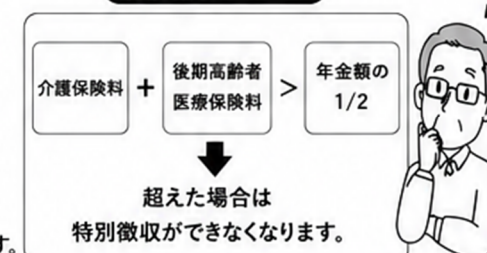
問

年金から天引き（特別徴収）されていたのに、納付書が送られてきた。どうなっているのか教えてほしい。

答

前年の収入が一時的に増えたということは無かったでしょうか。例えば不動産を譲渡し、一時的な収入増加があると、保険料に影響があります。特別徴収のルールで、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の半分以上を超えてはいけなかったというものが、保険料が急に上がったことで本徴収（10月）のタイミングから特別徴収できなくなってしまうことがあります。

特別徴収のルール

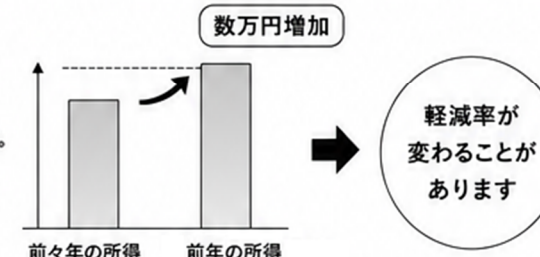


問

前年に比べて保険料が上がっている。収入は大きく変わらないのにどうして。

答

軽減率が変わったことで、保険料が上がっている可能性があります。前年度とは違う軽減率になっていないか、ご確認をお願いします。年金収入が賃金や物価の変動で変更になり、前年と違う軽減率になったことで保険料が上がる場合があります。



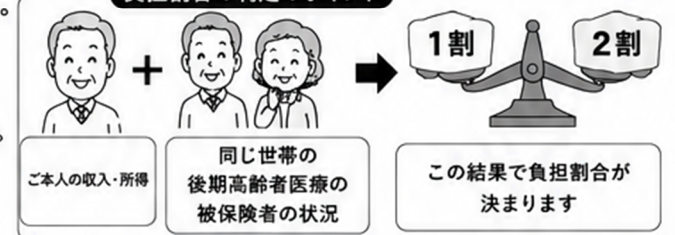
問

負担割合が1割から2割の負担に変更になっている。収入は変わらないのにどうして。

答

負担割合については、「資格確認書・資格情報のお知らせ」の封書に同封されているパンフレットに判定の流れを載せております。ご本人様だけでなく同じ世帯に後期高齢者医療の被保険者様がいらっしゃると負担割合の計算に影響があります。

負担割合の判定のポイント



詳しくは、パンフレット「後期高齢者医療制度のご案内」12ページから13ページをご覧ください。
※パンフレットは資格確認書・資格情報のお知らせと共に、別の封書で送らせていただいております。

お問い合わせ先

【保険料の賦課について】 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073-428-6688

受付時間 9:00～17:45（土日祝・年末年始除く）

【保険料の徴収について】 海南市役所 くらし部 保険年金課 ☎ 073-483-8436

受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始除く）

保険料の納め方



3/4

保険料の納め方には、特別徴収(年金からの天引き)と「普通徴収(口座振替や納付書による納付)」の2通りがあります。

1 特別徴収 (年金からの天引き)

年金から保険料が自動的に天引きされます。
新たに制度に加入された方は、おおむね翌年度から切り替わります。

◆ 仮徴収と本徴収について

前年度の所得が確定するのは6月のため、4・6・8月は前年度の保険料を基にした暫定金額を天引きします(仮徴収)。

7月から新たに年間の保険料が決定した後、仮徴収額を差し引いて10・12・2月に残りの金額を天引きします(本徴収)。

年金の受け取り額からあらかじめ決められた額が自動で差し引かれるので、納め忘れがなく安心です。

仮徴収 (4・6・8月)

前年度の保険料を基にした暫定金額を天引き

4月 6月 8月

本徴収 (10・12・2月)

年間の保険料を確定後残りの金額を天引き

10月 12月 2月

- ・10月から新たに特別徴収となる方は、最初の3回(7月・8月・9月)は普通徴収で納めていただきます。その後、10・12・2月から年金天引きに切り替わります。
- ・年度途中で満額更正や年金天引きができない事由が生じた場合は、特別徴収を中止し、普通徴収に変更することがあります。

特別徴収から「口座振替」に変更したいとき

年金からの天引きを中止し、口座振替による納付に変更できます。
保険年金課または下津行政局、各支所・出張所で「普通徴収切替申請」の手続きが必要です。

【必要なもの】

- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- 預金通帳 ● お届け印



※ 申請から口座振替の開始までは、おおむね3か月以上かかります。
※ 納付状況によっては、お手続きができない場合がありますので、ご了承ください。

2 普通徴収 (口座振替や納付書で納める)

次のいずれかに該当する方は、口座振替や納付書で納めていただきます。

- 海南市の後期高齢者医療保険の資格を取得して一定期間(約1年間)を経過していない方
- 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の1/2を超える方
- 「普通徴収切替申請」をされた方 など



口座振替での納付

- 納期限日に自動で引き落とされます。納め忘れがなく、安心です。

【手続き場所】
市指定金融機関、郵便局、市役所、下津行政局、各支所・出張所

- 【必要なもの】
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
- 預金通帳 ● お届け印



納付書での納付

- 納付書の納期限までに、金融機関や郵便局でお支払いください。
- 7月中旬に、年間の納付書をお送りします。(年度途中で加入された方は、加入月の翌月以降にお送りします。)



！ 普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

※ 国民健康保険税を口座振替で納付されていた方でも、新たに口座振替の手続きが必要です。

後期高齢者医療制度のしくみ

みなさまの保険料が医療費の大切な財源となります

2/4

- 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療確保に関する法律及び和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- 賦課期日は令和8年4月1日です。(年度途中で資格取得した場合は、資格取得日です。)
- 後期高齢者医療制度の保険料率は、和歌山県内均一で定められ、医療分に関しては2年ごと、子ども分に関しては1年ごとに見直しがあります。
- 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、後期高齢者医療保険料とあわせて徴収が開始されます。従来の医療分に加え、子ども子育て支援金分(以後「子ども分」)が均等割額と所得割額に追加されます。
- 保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額となります。(限度額は、医療分85万円、子ども分2.1万円です。)

保険料の算定方法

令和7年度

均等割額 (医療分)	所得割額 (医療分)
54,428円	[令和6年中の総所得金額等 ー基礎控除(43万円)] × 11.04%

例 総所得金額等が150万円の方の場合
 $54,428円 + (150万円 - 43万円) \times 11.04\% = 172,556円$

年間の保険料は 172,500円 となります。

令和8年度

均等割額	所得割額
医療分 58,748円	[令和7年中の総所得金額等 ー基礎控除(43万円)] × 10.36% (医療分)
子ども分 1,385円	+ [令和7年中の総所得金額等 ー基礎控除(43万円)] × 0.25% (子ども分)

例 総所得金額等が150万円の方の場合
 医療分: $58,748円 + (150万円 - 43万円) \times 10.36\% = 169,600円$
 子ども分: $1,385円 + (150万円 - 43万円) \times 0.25\% = 4,060円$

年間の保険料は 173,600円 となります。

保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

(令和8年度 均等割軽減対象判定基準)

軽減割合	軽減後均等割額		総所得金額等の合計額 (同一世帯内の被保険者及び世帯主)
	医療分	子ども分	
7割軽減	16,450円	416円	43万円 + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] 以下
5割軽減	29,374円	693円	43万円 + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + (被保険者数 × 31万円) 以下
2割軽減	46,999円	1,108円	43万円 + [10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)] + (被保険者数 × 57万円) 以下

後期高齢者医療制度の被扶養者軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額は資格取得後2年間に限り5割軽減となります。

※ 令和8・9年度に限り、均等割7割軽減該当者について、医療分のみ均等割額が追加で0.2割減額されます。
 ※ 65歳以上の公的年金を受給されている方は、軽減判定において「年金所得から15万円の控除」が適用されます。
 ※ 軽減判定に用いる総所得金額等には、事業専従者控除、分離課税所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
 ※ 年金・給与所得とは「給与専従者収入額減算後の給与収入が55万円を超える」、「65歳未満の方で公的年金等収入額が60万円を超える」、「65歳以上の方で公的年金等収入額が125万円を超える」のいずれかを満たす方です。